

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700130号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700151号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月1日から同年11月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月から同年10月までの標準報酬月額については、15万円から28万円とする。

平成25年7月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から同年11月16日まで

請求期間について、A社の給与明細書で確認できる給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額と「ねんきん定期便」で確認できる標準報酬月額の記録及び保険料納付額の記録が異なっているため、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者が請求期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額(28万2,000円)の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額(28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主が、

請求者の報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする月額変更届を提出し、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700101号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700152号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月

A社にタクシードライバーとして勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間の記録が漏れている。厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社では毎年2回、現金の手渡しにより賞与を支給されていたと陳述しているところ、同社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」において平成15年8月及び同年12月に賞与が支給された記録が確認できるものの、請求期間に係る賞与の記録はない。

また、請求期間当時の取締役は請求期間において賞与を支給したか不明としており、請求者が請求期間当時から居住しているC市は、請求期間に係る課税資料は保存期間経過のため確認できない旨回答している。

さらに、A社の法人登記簿謄本によると同社は平成21年3月に破産手続を行っており、同社の破産管財人は、既に書類の保存期限を経過しており、当時の資料はない旨陳述している上、請求期間当時の事業主に照会を行ったものの回答は得られず、請求者が請求期間において同社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。